

(こども未来部)

【民間保育所整備事業について】

(質問)

市議案第69号平成23年度豊中市一般会計補正予算第5号の債務負担行為補正として民間保育所整備事業(平成23年~24年度)2億2870万円とのことですが、財源内訳について教えてください。

<答弁>

民間保育所整備事業2億2870万円の財源内訳は、2億329万円が大阪府安心子ども基金、2541万円が市一般財源でございます。

(本来は、国:6/12、市:3/12、事業者:3/12だが、国の待機児童解消先取りプロジェクトにより、国:8/12、市:1/12、事業者:3/12となっている。)

(質問)

財政室に伺ったんですが、議案書の書き方、フォーマットは地方自治法で定めがあるとのことですが、議案参考資料に関しては、あくまで参考資料なので特段の定めはないとのことでした。債務負担行為であっても可決されれば、事業が執行されていくわけですが、その財源内訳は、審議、議論の重要な情報だと思いますので、債務負担行為や債務負担行為補正についても議案参考資料で、財源内訳を記載して頂けないかご検討頂きたいと要望しておきます。

今回の整備事業については、希望する事業者が他にもあったと伺っていますが、今回、整備することになった3か所を含めて、幼稚園、保育所合計で何か所の希望があったのでしょうか？また、その中で、今回の3園を整備することにした理由を具体的に教えてください。

<答弁>

豊中市内の民間保育所及び私立幼稚園に対し保育所整備計画を8月に募りましたところ、10施設(保育所4か所、幼稚園6か所)からの保育所整備計画が示されました。その後、大阪府との保育所認可及び認定こども園認可に向けた協議を進めるにあたりましての採択要件は、待機児童解消に資するか？既存施設の場合、耐震化に資するか？資金計画はどうか？当該施設に対し整備補助を20年以内に受けていないこと、のいずれにも該当する5施設(くりのみ、せんりひじり、追手門、豊中みどり、神童)の計画について協議を進めることとしました。

うち、今回提案させて頂きました3施設 神童幼稚園、追手門幼稚園、豊中みどり幼稚園について保育所整備補助金を活用し、保育所整備を行い認定こども園化するものでございます。残りの2施設につきましては、すでに保育室等を備えておられるため、整備補助金を活用せず整備を進めるものです。

(質問)

こども未来プラン・とよなかでは保育所整備目標として、平成26年度末までに定員を4690人にすることが掲げられていますが、その目標値に合わせる形で、今回の3園の定員数を決めたのでしょうか？また、平成26年度までの目標設定をされる際には、どの保育所・幼稚園で何人定員を増やすという具体的な計画はされていなかったのでしょうか？

＜答弁＞

先程、ご答弁しました採択要件の待機児童解消に資するとは、保育所設置の地域・受け入れ年齢を考慮したものです。3園につきましては待機児童の多い市の中北部に0から2歳の小規模保育所を整備するもので、協議を進める過程で、建物計画面積・待機児数などから設定可能な定員を定めた結果、目標事業量に見合った定員数となったものでございます。

従いまして、平成21年の目標設定時には、どの保育所・幼稚園の整備を行うかは、定めておりませんでした。

（質問）

今回、前倒しで整備される3か所は全て認定こども園になるとのことですがその理由を教えてください。

＜答弁＞

この3園につきましては、幼保連携型の認定こども園化を目指して、保育所整備を計画されました。

なお、幼稚園を経営する学校法人が、安心こども基金を活用して保育所整備を行う場合には、認定こども園化することが補助要件となっております。

（質問）

市長は、選挙公約、基本政策で「認定こども園を増設」を掲げられており、市としては認定こども園になるからこそ、この3園に整備補助を出すことを決められたのではないのでしょうか？たとえ、そうではなくても、市長はどのような理由で「認定こども園の増設」を公約、基本政策に挙げられたのか教えてください。

＜答弁＞

この3園につきましては、幼保連携型の認定こども園化を目指して、保育所整備を計画されました。今回、保育所整備の協議を進める中で、この計画に整備補助が必要との考え方から、債務負担行為補正を提案させて頂くものでございます。

認定こども園は、幼稚園及び保育所等における小学校就学前の子どもに対する教育・保育・保護者に対する子育て支援の総合的な推進を図ることができる施設であることから増設をすすめるものであり、今回の保育所待機児童を抱える地域における、幼保連携型の私立認定こども園増設は、子育て支援施策として非常に有効なものと考えております。

（意見・要望）

認定こども園のメリットがいまいちはっきりしないのですが、市として認定こども園を進めていこうと考えておられるのであれば、現在の民間幼稚園、保育所の事業者さんが認定こども園化を目指そうと思う、何らかの動機づけ、誘導施策を講じる必要があるのではないかと思います。また、中途半端に認定こども園を増やしても、既存の保育所、幼稚園との併存となれば、事業者さんにとっても、市にとっても事務が重複したり、煩雑化したりするなど、より非効率になるのではないかと思います。

是非、市として認定こども園を増設していくというのであれば、認定こども園のもう少し分かりやすい利点、魅力を示して頂きたいですし、事業者さんが認定こども園化を目指そうと思われるような誘導施策を何か講じられないかご検討頂きたいと要望しておきます。

(教育委員会)

【豊中市立小中学校屋外運動場照明施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例の設定について】

(意見・要望)

市議案第91号豊中市立小中学校屋外運動場照明施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例の設定についてですが、議案の内容については、市立小中学校屋外運動場をスポーツ施設情報システムの対象施設に加えられたり、それに伴い使用料の納付方法に後納制が導入されたりと、利用者の利便性の向上が図れるもので、そのことについては、何も異議を唱えるものではありません。

しかし、現在、夜間開放をされている小中学校の運動場の使用状況については、少し意見をさせて頂きたいと思えます。現在、夜間開放をされている6つの小中学校は、どこも概ね月25日～30日ぐらいの開放日数ですが、それに対して申し込み日数が、第7中学校や第12中学校では月平均約15日、第4中学校で約13日、第14中学校で約10日となっており、そこそこの利用率ではあると思えますが、もう少し、利用率が伸びてもいいのではないかと思います。一方で、庄内西小学校は、月平均で約3日しか申し込みがなく、さらに第8中学校は、申し込みが全くありません。第8中学校に関しては、長年にわたって、一切利用されていないと伺っています。そのような状態にありながら、近隣住民との過去の因縁などを気にして、市教育委員会としては、何の改善策、対応もとってこられなかったようです。他の学校と比べても開放日が月・火・水曜日のみとの制約があったり、照明が真下にしか当たらないように設置されていたりするなど、利用者にとっても非常に使い勝手の悪い状態になっていることも、過去の近隣住民とのトラブルによって生み出されたものとのことです。しかし、照明施設が設置されたのは昭和60年4月と25年以上も前のことで、その時から、住民も、住民の意識も、地域の状況も、もちろん、行政の職員も変わっているわけで、過去に遺恨があったとしても、改めて市として、スポーツ振興、健康増進、地域の方々のコミュニティー形成といった目的を少しでも果たしていこうとするならば、近隣住民との話し合いを通じて、運動場の夜間開放を市民に活用して頂けるような取り組みを積極的にしていくべきではないかと思います。是非とも、事業を実施する以上、目的を少なからず果たせるような取り組みをして頂きたいと思えますし、それでも、近隣住民の理解や協力が得られず、夜間開放の利用者を生み出せない、増やすことが出来ない場合は、照明施設の維持管理費(保守点検委託料)が照明施設を使用する、しないに関わらず、昨年度で68万2500円ということで、1校当たりで11万3750円かかっており、毎年無駄な支出となっておりますので、照明施設の撤去や、他の学校への移設も含めた検討をするなど、事業効果、費用対効果を十二分に考えた対応をとって頂くことを強く要望しておきます。